

在宅就業障害者特例調整金・報奨金の算定の見直し

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令(案))

- 在宅就業障害者（自宅等において就業する障害者）に仕事を発注する企業に対して、その発注額に応じ、以下の算定方法に基づき支給。
- 現在、年間で105万円（1ヶ月分相当として35万円×3ヶ月）以上の発注がなければ特例調整金等は支給されないが、小口発注も支給対象となるよう、105万円を35万円（1ヶ月分相当）に引き下げるとともに所要の措置を行う。（27年4月より施行予定）

〈特例調整金・特例報償金の算定方法〉

$$\frac{\text{ある企業の年間の在宅就業障害者への支払総額}}{\text{評価額(105万円} \rightarrow \text{35万円)}} \times \begin{matrix} \text{調整額} \\ \text{(63,000円} \\ \rightarrow \text{21,000円)} \end{matrix} = \text{在宅就業障害者特例調整金}$$

※ 少数点以下は切り捨て

- 法定雇用率未達成企業についても、一定の上限はあるが特例調整金の支給対象となり、その金額に応じて納付金が相殺・減額される仕組みとなっている。
- 常時雇用する労働者が200人以下(平成27年4月より100人以下)の企業は、特例報奨金の対象となる。
- 特例報奨金は、調整額の代わりに報奨額(51,000円 → **17,000円**)により算定。

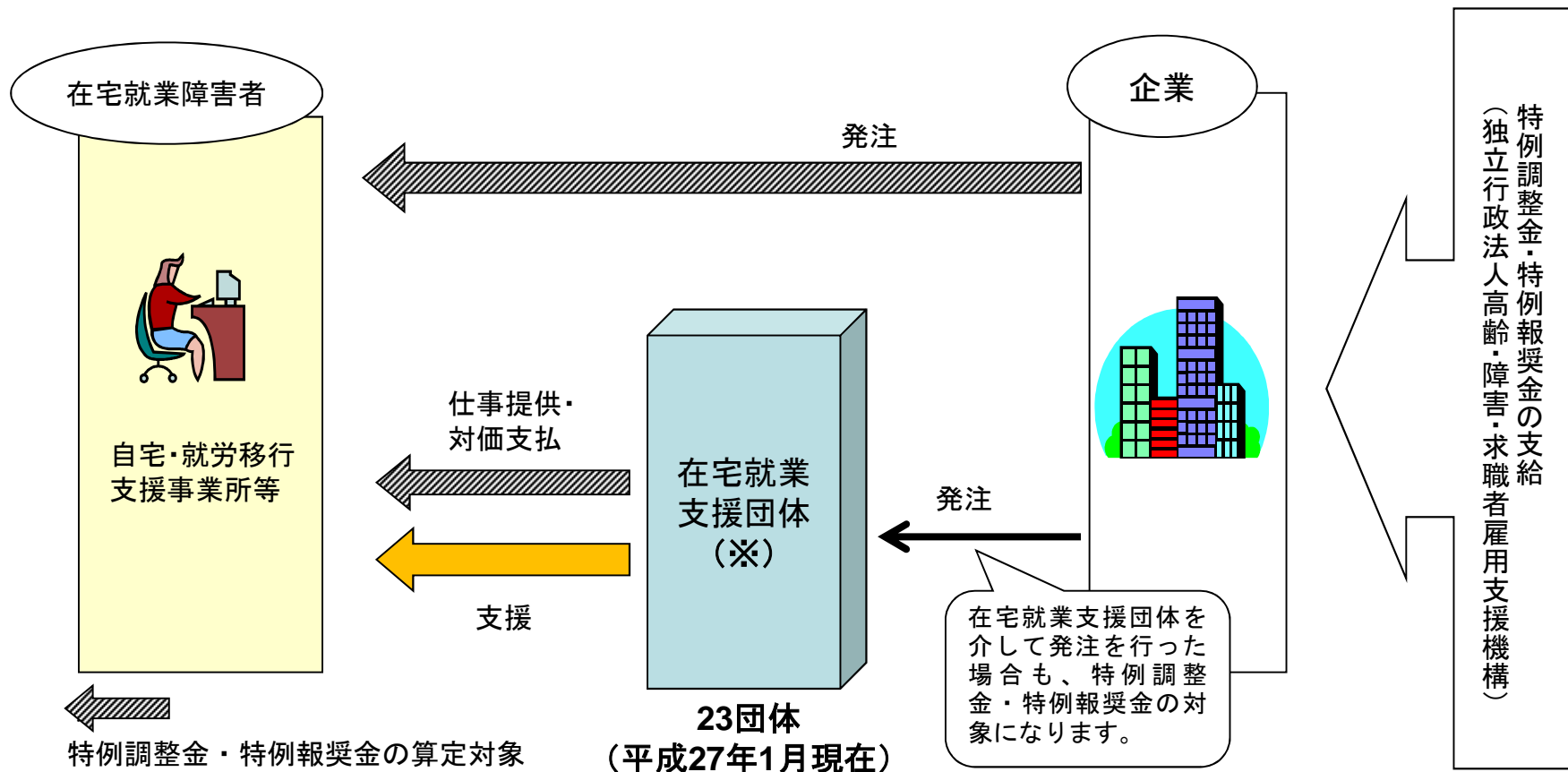
(例: 事業主が在宅就業障害者に対して、年間250万円の発注を行った場合の特例調整金)

$$\frac{250\text{万円}}{\text{評価額(35万円)}} = 7 \times \begin{matrix} \text{調整額} \\ \text{(21,000円)} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{在宅就業障害者} \\ \text{特例調整金} \\ \text{(147,000円)} \end{matrix}$$

企業からの仕事の発注の奨励（在宅就業障害者支援制度） （参考）

- 在宅就業障害者（自宅等において就業する障害者）に仕事を発注する企業に対して、障害者雇用納付金制度において、特例調整金・特例報奨金を支給します。在宅就業支援団体を介して在宅就業障害者に仕事を発注する場合も、支給の対象となります。

在宅就業障害者支援制度のイメージ



※ 在宅就業支援団体としての登録を受けている団体。当該団体は、在宅就業障害者の就業機会の確保・提供のほか、職業講習、就職支援等の援助を実施。